

蒲郡市いじめ防止基本方針

平成29年4月

蒲郡市

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
1 いじめの定義	2
2 いじめの防止等に関する基本理念	2
3 市、学校、地域、関係機関及び保護者の役割	3
第2 蒲郡市としての取組	5
1 組織の設置	5
2 市の主な取組	5
第3 学校としての取組	8
1 学校いじめ防止基本方針の策定	8
2 組織の設置	8
3 学校の取組の留意事項	9
第4 重大事態への対処	10
1 市教育委員会又は学校による調査	10
2 市長による再調査及び措置	13
3 重大事態発生時の対応フロー図	14
第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	15

はじめに

いじめは、いじめられた児童生徒の健全な発達に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為です。

蒲郡市においては、これまでも子どもたちの夢をはぐくみ、希望を抱いて心豊かで社会に役立つことのできるたくましい子を育てていくことを目標に掲げ、子ども一人一人に寄り添った教育を進めてきました。いじめの問題についても、いじめは絶対に許されない行為であるとともに、どの子ども、どの学校にも起こり得るものであるとの共通認識に立ち、子ども一人一人の人権や尊厳が守られるよう、いじめの防止や対策に努めてきました。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、蒲郡市においても、いじめを社会全体の問題と捉え、市、学校、家庭、地域その他の関係機関が一体となって子どもを守り育てていくという強い決意のもと、法第12条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を示すものとして「蒲郡市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を定めることとしました。この基本方針を基に、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に一層努めてまいります。

第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。 【法第2条】

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的及び形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。また、いじめは、学校の内外を問わず、塾やスポーツクラブ等、児童生徒が関わる様々な集団、人間関係において起こるものと捉えます。

2 いじめの防止等に関する基本理念

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る、絶対に許されない行為であり、いじめを絶対に許さないという強い意志をもち、「しない、させない、見逃さない」との考え方を基本として、いじめの防止等の対策に取り組みます。
- いじめは、全ての児童生徒にかかわる問題であり、学校内においてのみ行われるものではないことから、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよう、地域全体でいじめの防止等の対策に取り組みます。
- 児童生徒が、いじめを行ったり、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったり、「傍観者」として暗黙の了解を与えたりすることがないようにするため、いじめによる深刻な影響等について児童生徒自身が理解を深められるよう、いじめの防止等の対策に取り組みます。

- 社会全体で児童生徒の健全な育成を図り、いじめのない社会を実現するために、市、学校、家庭、地域その他の関係機関がそれぞれの役割を主体的に果たしながら緊密に連携し、いじめの防止等の対策に取り組みます。

3 市、学校、地域、関係機関及び保護者の役割

(1) 市の役割

- ア 児童生徒が、安心して学び、生活できる地域社会をつくるため、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処のために必要な施策を策定し、実施します。
- イ いじめの防止や早期発見、児童生徒の支援のため、いじめに関する相談体制や教職員の研修を充実させるとともに、市、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携体制の整備に努めます。
- ウ 各学校におけるいじめの実態やいじめ防止等の取組について把握し、適切な指導及び助言を行うとともに、いじめの報告を受けたときは、児童生徒への支援等について必要な指導及び助言を行い、必要な措置を講じます。

(2) 学校の役割

- ア 児童生徒が、安心して学習やその他の活動に取り組むことができる学校づくりを目指します。
- イ いじめは、どの子どもにも、どのクラスでも起こり得るという認識に立ち、保護者や地域、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止や早期発見に取り組むとともに、いじめが発生した場合は、迅速かつ組織的に対処し、再発防止に努めます。
- ウ 命を大切にし、相手を思いやる気持ちを育てるとともに、よりよい人間関係をつくる力やコミュニケーション能力を高められるよう児童生徒を指導します。
- エ 児童生徒に対して、いじめアンケートや教育相談を定期的の実施し、一人一人の状況把握に努めるとともに、児童生徒が安心して相談できる体制を整備します。

(3) 地域や関係機関の役割

- ア 児童生徒が、安心して生活できる環境づくりに努めます。
- イ 児童生徒の健やかな成長を願い、相互に連携して児童生徒を見守り、いじめの撲滅に努めます。
- ウ いじめの疑いがある場合は、学校、保護者その他の関係者に積極的に情報を提供します。

(4) 保護者の役割

- ア どの子どもにもいじめが起こり得るとの認識に立ち、自分の子どもがいじめを行うことがないように指導するとともに、日頃から子どもに寄り添い、相談できる親子関係づくりに努めます。
- イ 市や学校の基本方針に基づき、学校、地域、関係機関及び他の保護者と連携及び協力していじめの防止等に努めます。
- ウ 自分の子どもがいじめを受けた場合は、全力で保護します。
- エ いじめの疑いがあったり、いじめが発見されたりした場合は、速やかに学校や関係機関に相談します。

第2 蒲郡市としての取組

1 組織の設置

(1) 蒲郡市いじめ問題対策連絡協議会の設置

法第14条第1項の規定により、いじめの防止等に関係する機関や団体との連携を図るため、「蒲郡市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置します。

連絡協議会は、学校関係者、蒲郡市教育委員会（以下単に「市教育委員会」という。）、スクールカウンセラー、適応指導教室指導員、家庭児童相談員、児童福祉司等で構成します。

(2) 蒲郡市いじめ問題調査委員会の設置

市基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定により、市教育委員会の附属機関として「蒲郡市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置します。

調査委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を市教育委員会が行う場合の調査組織を兼ねるものとし、専門的知識及び経験を有する第三者等で構成します。

(3) 蒲郡市いじめ問題再調査委員会の設置

法第28条第1項の重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長が、報告に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときに調査を行う組織として、法第30条第2項の規定により「蒲郡市いじめ問題再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を設置します。

再調査委員会は、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない専門的知識及び経験を有する第三者等で構成します。

2 市の主な取組

(1) いじめの防止

ア 各学校への指導・助言

各学校におけるいじめの実態把握や防止等の取組について定期的に点検し、必要に応じて取組の充実を促す等の指導及び助言を行います。

イ 授業力向上研修の充実

「分かる授業」、「楽しい授業」の実践に向けて教職員の技能向上が図られるよう、

教育研究推進全体会・授業研究会を開催します。

ウ いじめ防止等に関する研修の充実

いじめの防止等のための対策に関する教職員の資質能力の向上を図るため、各学校の生徒指導担当者をはじめとした教職員の研修や会議を実施するとともに、各学校における校内研修の充実を推進します。

エ 道徳教育・体験活動の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、学校と連携しながら道徳教育や体験活動の充実を図ります。

オ 一人一人を大切にせる教育の充実

発達障害又はその疑いのある児童生徒、特別支援学級に在籍している児童生徒、外国人児童生徒、性的マイノリティーの児童生徒等特別な支援や配慮を必要とする子どもをはじめ、障害等の有無に関わらず、誰とでも分け隔てなく接し、互いに尊重し合う態度を育てるとともに、全ての児童生徒に適切な支援を行う「一人一人を徹底的に大切にせる教育」を推進します。

カ 情報モラル教育の充実

インターネットを通じて行われるいじめの防止に向けて、携帯電話、スマートフォン等によるインターネットの安全な利用について、各学校において児童生徒や保護者に対して啓発活動を実施できるよう、警察と連携した「情報モラル出張授業」についての情報提供を行います。

キ 適切な評価に向けての指導・助言

学校評価や教員評価においていじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその多寡で評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に対して必要な指導及び助言を行います。

ク 情報交換・連絡会議の実施

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、警察、児童・障害者相談センター、医療機関等の関係機関と日頃から情報交換、連絡会議の開催を進めます。

(2) いじめの早期発見

ア 定期的なアンケート調査の実施

いじめの実態を把握し、早期発見及び早期解決を図るため、各学校においてアンケート調査を定期的実施します。

イ 相談体制の整備

児童生徒、保護者及び教職員がいじめに関する相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー等を配置し、活用に向けて周知を行います。

ウ カウンセリング研修の実施

各学校における教育相談活動の充実に向けて、教職員のカウンセリング技能の向上が図られるよう、スクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修会を開催します。

エ 連携・協働体制の整備

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携を促進するとともに、青少年健全育成協議会のように、学校、地域及び家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

(3) いじめへの対処

ア 各学校への指導・助言

学校からいじめの報告を受けたときは、児童生徒への支援・指導、警察との連携等について必要な指導・助言を行うとともに、報告を受けた事案について必要な調査を行います。

イ 出席停止等の措置

いじめを行った児童生徒の保護者に対して児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、必要な措置を講じます。

ウ 学校間の連携体制の整備

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合には、児童生徒やその保護者に対して適切な支援・指導が行えるよう、学校間の連携協力体制を調整・整備します。

エ ネット上のいじめへの対応

誹謗中傷等のネット上のいじめが発覚した場合は、警察の専門的な機関と連携し、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図ります。

(4) 重大事態への対処

「第4 重大事態への対処」を参照してください。

第3 学校としての取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第13条の規定に基づき、国・県・市の基本方針を踏まえ、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」として定めます。

学校基本方針には、次の内容を盛り込み、学校のホームページ等で公開します。

- いじめの防止等についての基本的な考え方
- いじめの防止等の対策のための組織
- いじめ防止等に関する具体的な取組
- 重大事態への対応
- 学校の取組に対する検証及び見直し
- その他

2 組織の設置

法第22条の規定により、各学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止等対策委員会」（以下「学校いじめ防止委員会」という。）を設置します。

学校いじめ防止委員会の名称は、各学校の実情に即したものとし、その構成は組織的対応の中核として機能するよう校長が定めるものとします。また、学校いじめ防止委員会は、学校がいじめの問題に組織的に取り組むにあたっての次のような役割を担います。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証及び修正の中核
- いじめの相談及び通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核
- いじめアンケートや教育相談の結果の集約、今後の対応の検討を行い、職員会議等での報告により、教職員への共通理解と意識啓発を図るための中核
- いじめ防止等の取組状況や評価結果を学校だよりやホームページ等で情報発信

また、学校いじめ防止委員会は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する役割を担います。

3 学校の取組の留意事項

学校は、市教育委員会と連携し、次の事項に留意しながらいじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たります。

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、「いじめは絶対に許されない行為である」との認識の下、学校は全ての児童生徒を対象に、「しない、させない、見逃さない」を基本として、いじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。

未然防止の基本は、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、教職員や友達との信頼関係の中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくことです。児童生徒にとって楽しくて分かる授業や心に響く道徳教育を進めていくとともに、集団の一員としての自覚や自信、自己有用感や自己肯定感を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学校風土をつくるようにします。

また、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ必要があります。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組んでいきます。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見及び通報を受けた場合は、速やかに学校いじめ防止委員会を中心に組織的な対応をします。被害児童生徒に対しては、守り通すという姿勢で寄り添いながら事情や心情を十分に確認し、心身の状態に合わせて継続したケアを行っていきます。加害児童生徒に対しては、人格の成長を旨とする教育的配慮の下で毅然とした態度で臨み、事情や心情を十分に確認し、再発防止に向けて継続した指導及び支援を行います。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者、関係機関及び専門機関との連携の下で取り組んでいきます。

第4 重大事態への対処

1 市教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味

法第28条において、次の場合を重大事態としています。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
 - ・児童生徒が自殺を企図したとき。
 - ・身体に重大な傷害を負ったとき。
 - ・金品等に重大な被害を被ったとき。
 - ・精神性の疾患を発症したとき。 等
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合
 - ・年間30日が目安
 - ・連続して欠席しているようなときは、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告及び調査にあたる。

イ 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会はこれを市長に報告します。

ウ 調査の趣旨及び調査主体・組織

重大事態の調査は、市教育委員会が主体となって行う場合と学校が主体となって行う場合があり、調査を行う主体やどのような調査組織とするかについては、対象事案に応じて市教育委員会が判断します。

なお、学校が主体となって調査を行った場合でも、その後、市教育委員会が必要と認めるときは、調査委員会で調査を行います。

(7) 学校が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事案
- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事案

〔調査組織〕

学校に設置する学校いじめ防止委員会を母体として、学校以外の委員を加えるなど、公平性及び中立性を確保する。

(1) 市教育委員会が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案
- ※ 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴え等を踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断される場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会が主体となって調査を行う。

〔調査組織〕

調査委員会（第2の1(2)を参照）を調査組織とする。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を調査します。

市教育委員会又は学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。

(7) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒から十分に聴き取り調査を行う。
- 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先して調査を実施する。
- 調査による事実関係を確認する。
- いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

※ これらの調査を行うにあたっては、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会がより積極的に指導及び支援を行い、関係機関と適切に連携して、対応にあたる。

(1) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- いじめられた児童生徒の保護者の要望及び意見を十分に聴取し、今後の調査について協議する。
- 協議に基づいた調査を実施する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査が考えられる。

オ 留意事項

法第23条第2項の規定により、学校が、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じた結果、重大事態であると判断される場合も考えられます。しかし、それのみでは重大事態の全ての事実関係が明確にされたとは限らず、その一部が明らかにされたにすぎない場合もあり得ます。そこで、法第28条第1項に規定する「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った報告資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととします。ただし、法第23条第2項の措置によって事実関係の全てが十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではありません。

また、事案の重大性を踏まえ、市教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学指定校の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する等、必要な対応を行います。

さらに、重大事態が発生した場合には、関係児童生徒が深く傷つき、学校全体の児

童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実ではない風評が流れたりする場合もあり得ます。市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

(2) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時かつ適切な方法で説明します。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとします。

イ 調査結果の報告

調査結果については、市教育委員会から市長に報告します。学校が主体となった調査の結果については、市教育委員会を通じて市長に報告します。

なお、上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出します。

2 市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(2)イの報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。

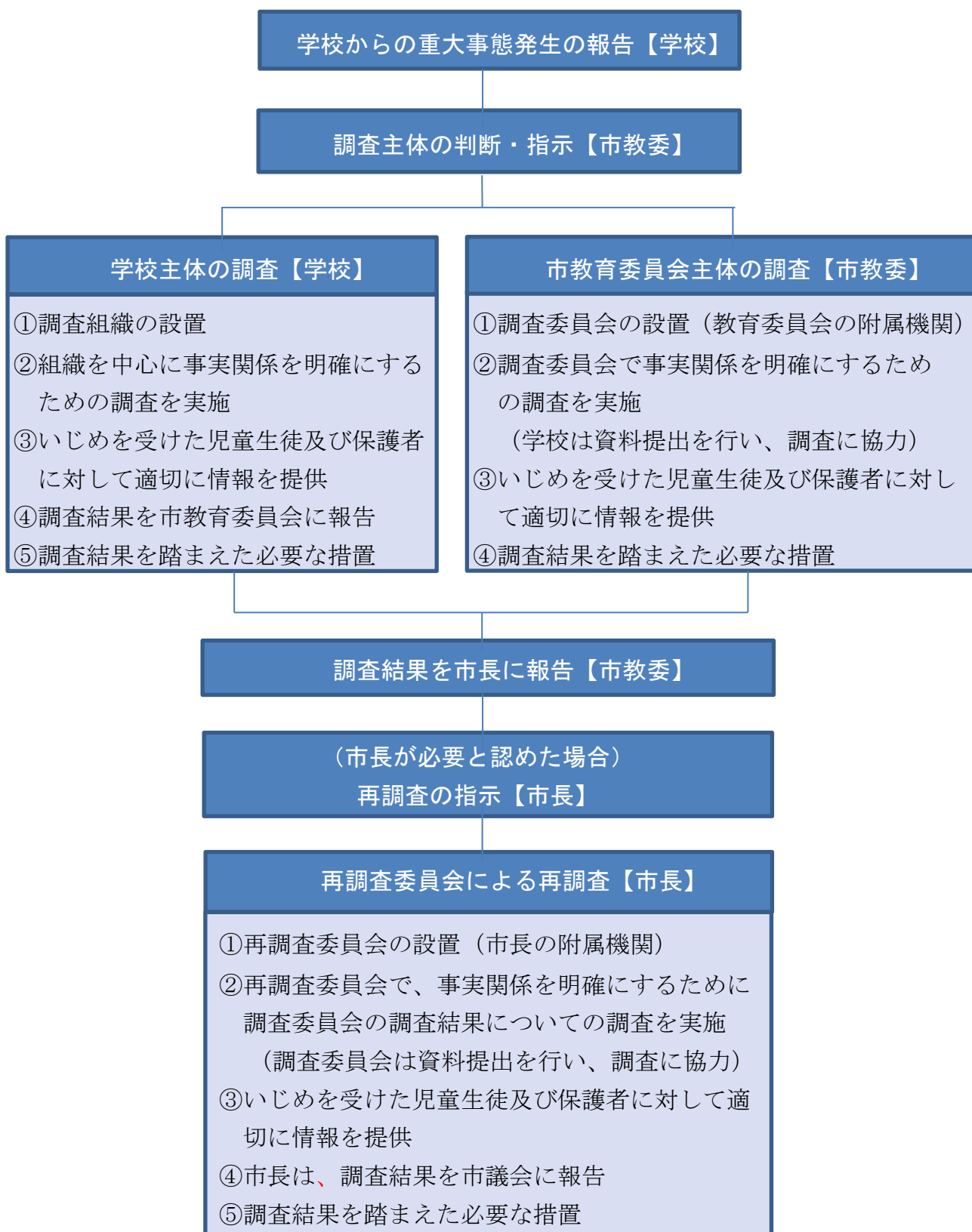
再調査にあたっては、再調査委員会（第2の1(3)を参照）が行い、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時かつ適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明します。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

再調査を行った場合、法第30条第3項の規定により、市長は個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告します。

また、市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事の派遣による重点的な支援、教職員の配置等人的体制の強化、スクールカウンセラー等の配置及び必要な教育予算の確保その他の必要な措置を講じます。

重大事態発生時の対応 フロー図



第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

蒲郡市は、市基本方針に基づく毎年度の取組実施結果をまとめ、点検及び評価を行い、連絡協議会等の意見を踏まえて、取組の必要な見直しを行います。その中で、市基本方針の見直しに関する意見があった場合には、十分な検討を行い、必要な措置を講じます。